



# 島根県報

平成30年 5月15日 (火)

号外 第 7 7 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

**告 示****島根県告示第349号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 5 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	三隅美都線	浜田市三隅町向野田456番3地先から同1895番2地先まで	前	メートル 6.00～ 12.43	メートル 140.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	8.26～ 21.09	140.00	
〃	美都匹見線	益田市匹見町落合イ158番4地先から同イ156番内1地先まで	前	3.67～ 6.33	112.53	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	3.95～ 46.57	112.53	

## 島根県告示第350号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町七日市997番7地先から同1001番8地先まで	メートル 26.01	平成30年 5月15日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町多久和2207番5地先から同3131番44地先まで	372.90	平成30年 5月15日	雲南県土整備事務所	
〃	益田澄川線	益田市駅前町142番2地先から同市常盤町340番1地先まで	276.50	平成30年 5月15日	益田県土整備事務所	